

新発田市単位老人クラブ補助金及び新発田市老人クラブ連合会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第13条第2項の規定に基づき予算の範囲内において交付する新発田市単位老人クラブ補助金及び新発田市老人クラブ連合会補助金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 新発田市単位老人クラブ補助金の対象となる老人クラブは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 自治会若しくは町内会を単位とする行政区又はそれに類する規模の地域を活動の拠点とし、会員相互の親睦、高齢者の福祉の増進等を図ることを目的とした団体で、当該地域の概ね60歳以上の者が自由に参加できるものであること。
- (2) 11人以上の会員を有するものであること。
- (3) 会員が定期的に会費を負担していること。
- (4) 次項に規定する新発田市老人クラブ連合会に加入していること。
- (5) ボランティア活動、健康づくり活動、生きがい推進活動等の社会活動を恒常的かつ計画的に実施し、相当数の会員が常時参加するものであること。
- (6) 政治活動又は宗教活動を目的としないものであること。

2 新発田市老人クラブ連合会補助金は、前項各号(第2号及び第4号を除く。)に該当する老人クラブの連合体である新発田市老人クラブ連合会に対して交付するものとする。

(補助対象事業)

第3条 新発田市単位老人クラブ補助金及び新発田市老人クラブ連合会補助金

の対象となる事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 地域におけるボランティア事業
- (2) 健康づくり事業
- (3) 教養の向上を図る事業
- (4) 調査研究、啓発広報活動、催し物、研修等
- (5) その他市長が適当と認める事業

(補助対象経費)

第4条 補助対象となる経費は、前条に規定する事業の実施に直接必要な経費とする。ただし、次に掲げる経費は除く。

- (1) 旅費（講師等に係る旅費並びに老人クラブ又は新発田市老人クラブ連合会が行う研修及び視察に係る旅費を除く。）
- (2) 食糧費（講師等に係る食糧費及び老人クラブ又は新発田市老人クラブ連合会が行う事業の茶菓子等に係る食糧費を除く。）
- (3) 慶弔費
- (4) 上部団体に納める負担金
- (5) その他市長が適当でないとした経費

(補助金の額)

第5条 新発田市単位老人クラブ補助金の補助金額は、前条に規定する補助対象経費の合計額とし、当該老人クラブの会員数に応じ、次の各号に規定する額を上限とする。

- (1) 会員数が11人以上44人以下の場合 会員数に1,100円を乗じて得た額
- (2) 会員数が45人以上100人以下の場合 会員数に900円を乗じて得た額
- (3) 会員数が101人以上の場合 会員数に800円を乗じて得た額

2 新発田市老人クラブ連合会補助金の補助金額は、前条に規定する補助対象経費の合計額とし、次の各号に掲げる額の合計額を上限とする。

- (1) 240,000円
- (2) 新発田市老人クラブ連合会に加入している老人クラブの会員数の合計に100円を乗じて得た額
- (3) 新発田市老人クラブ連合会に加入している老人クラブの数に3,000円を乗じて得た額
- (4) 補助対象事業に応じて市長が認める額

3 前2項の場合において、老人クラブの会員数及び老人クラブの数は、当該年度の4月1日現在の数を基準とする。

(交付申請)

第6条 新発田市単位老人クラブ補助金の交付を受けようとする老人クラブは、市長が指定する期日までに、新発田市単位老人クラブ補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 会員名簿
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 新発田市老人クラブ連合会補助金の交付申請については、前項の規定を準用する。この場合において、前項中「新発田市単位老人クラブ補助金交付申請書（別記第1号様式）」とあるのは「新発田市老人クラブ連合会補助金交付申請書（別記第2号様式）」と、「会員名簿」とあるのは「役員名簿」と読み替えるものとする。

(交付決定)

第7条 市長は、新発田市単位老人クラブ補助金又は新発田市老人クラブ連合会補助金の交付申請があったときは、これを審査の上、補助金の交付を適当と認めたときは新発田市（単位老人クラブ・老人クラブ連合会）補助金交付決定通知書（別記第3号様式）により、補助金の交付を不適当と認めたときは新発田市（単位老人クラブ・老人クラブ連合会）補助金不交付決定通知書

(別記第4号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 新発田市単位老人クラブ補助金の交付決定を受けた老人クラブは、補助金の交付決定に係る事業が終了したときは、速やかに、新発田市単位老人クラブ補助金実績報告書(別記第5号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 新発田市老人クラブ連合会補助金の実績報告については、前項の規定を準用する。この場合において、前項中「新発田市単位老人クラブ補助金実績報告書(別記第5号様式)」とあるのは、「新発田市老人クラブ連合会補助金実績報告書(別記第6号様式)」と読み替えるものとする。

(補助金額の確定)

第9条 市長は、新発田市単位老人クラブ補助金又は新発田市老人クラブ連合会補助金の実績報告があったときは、その内容を審査の上、補助金の額を確定し、新発田市(単位老人クラブ・老人クラブ連合会)補助金確定通知書(別記第7号様式)により、当該報告者に通知するものとする。

(関係書類の整備及び保存)

第10条 新発田市単位老人クラブ補助金の交付を受けた老人クラブは、補助金の交付を受けた事業に係る経費の収支を明らかにした書類及び帳簿を備え、当該補助金の交付を受けた事業の終了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかななければならない。

2 新発田市老人クラブ連合会補助金の関係書類の整備及び保存については、前項の規定を準用する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

平成 30 年 3 月 28 日 第 5 条改正